

船舶インシデント調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和2年1月22日 10時30分ごろ
発生場所	秋田県秋田船川港秋田第1区 秋田旧南防波堤灯台から真方位130°1.7海里付近 (概位 北緯39°44.5 東経140°04.0)
インシデントの概要	油タンカー ^{あわじしま} 淡路島は、着棧操船中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和2年3月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 淡路島、3,829トン
船舶番号、船舶所有者等	142870、英雄海運株式会社、森石油株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約5cm（秋田）
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか10人が乗り組み、灯油等約5,120klを積載し、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、船長が船橋で操船指揮をとり、航海士及び機関士各1人を船橋配置につかせ、出光興産専用棧橋に左舷着けで着棧しようと同棧橋北側の秋田オイルターミナル棧橋（以下「本件棧橋」という。）の西側水域を、約2.5ノットの対地速力で前進行きあしにより南進中、浅所に座洲した。</p> <p>本船は、船体が右舷側に傾斜したものの、自力で浅所から離れて着棧した。</p> <p>本船の喫水は、船首約5.10m、船尾約6.44mであった。</p> <p>海図W148（秋田船川港秋田）によれば、本件棧橋の西側水域の水深は、東側から西側にかけて約5.5～8.3mであった。</p> <p>船長は、本件棧橋の西側水域に浅所が存在することを知っており、目測のみによる船位の確認で航行に支障はないと判断した。</p>
分析	<p>本船は、着棧操船中、船長が、本件棧橋の西側水域に浅所が存在することは知っていたものの、目測のみによる船位の確認で本件棧橋の西側水域を航行したことから、浅所に接近する進路で航行を続けていたことに気付かず、浅所に座洲したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、着棧操船中、船長が、本件棧橋の西側水域に浅所が存在することは知っていたものの、目測のみによる船位の確認で本件棧橋の西側水域を航行したため、浅所に接近する進路で航行を続けていたことに気付かず、浅所に座洲したものと考えられ</p>

	る。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、浅所の存在する水域で操船する際、目測のみでなく航海計器を活用して船位を確認するとともに、余裕水深を十分に確保した進路とすること。